

氏 名	たん う いんせんと ろうい う いらえすくさ TAN, VINCENT LOUIE VILLAESCUSA
学位(専攻分野)	博 士 (学 術)
学 位 記 番 号	博 甲 第 6 0 0 号
学位授与の日付	平成 23 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
研究科・専 攻	工芸科学研究科 造形科学専攻
学 位 論 文 題 目	Evading Issues: The Confiscation, Evaluation and Shipment of Japanese War Record Paintings (問題を回避—戦争記録画の没収、評価と移送について)
審 査 委 員	(主査)教授 並木誠士 教授 伊藤 徹 教授 秋富克哉 准教授 三木順子 准教授 平芳幸浩

論文内容の要旨

本論文は、日中戦争開戦時（1937 年）から太平洋戦争終結（1945 年）にいたる時期に、日本の陸軍と海軍の依頼により制作された戦争記録画（war record painting）と呼ばれる一連の絵画について、あらたな資料を提示して新知見を示した論文である。

当該時期に陸海軍の要請を受け、また、新聞社などの支援により画家たちが戦意高揚の目的で描いた戦争記録画は、1946 年の春以降にアメリカにより没収され、東京府美術館に置かれたのち、51 年夏にアメリカに移送された。

第 1 章では、マッカーサー記念館、アメリカ陸軍軍史センター所蔵資料などのなかから、これまで知られていなかった資料を見出し、それを利用することにより、没収され移送された絵画の数を明らかにしている。戦争記録画は 1970 年に無期限貸与のかたちで日本に返還され東京国立近代美術館が保管しているが、その収蔵品カタログには 153 点の戦争記録画が記されている。また、これまで知られているマッカーサーリストでは 152 点、1947 年段階のリストでは 153 点が記されていた。

本論文であらたに呈示された 1951 年の移送数日前のリストと移送リストには 154 点が記されており、移送された点数は 154 点であったことが明らかになった。さらに、リスト掲載作品の異同から、現在所在不明の作品、および、他の経緯でアメリカに渡り、その後リストに加えられた作品があることを指摘している。作品の所在までを明らかにするには到っていないが、移送までの経緯を、あらたな資料により追跡しているという点で、戦争記録画研究にあらたな知見を提供了した。

第 2 章では、没収された戦争記録画についてアメリカ軍がどのような価値づけをしていたという問題をあつかい、公式・非公式の言説を丁寧に追いかけながら、プロパガンダ性の指摘と芸術的評価、さらには歴史的意義とのあいだで、結局、判断を回避してゆきながら没収から移送までの 5 年間が経過したことを明らかにしている。1946 年に没収された段階でアメリカへの移送が可能であったにもかかわらず 1951 年まで東京府美術館に留め置かれた時期における戦争記録画の評価に関しては、従来の研究で検討されてはこなかった。そのこと自体が、アメリカ側が戦争記

録画に対する明確な判断を下していないことを示しているが、本研究では、その時期の GHQ のアートアドバイザー、民間情報教育局の美術記念物課のアドバイザーたちの発言を分析することにより、公的な評価をしないままに 1951 年に到っている状況を明らかにした。この点について詳述した先行研究はなく、あらたな視点を提示したものといえる。

戦争記録画については、美術の戦争協力という側面が強調される傾向があり、また、作品そのものも公開される機会がなかったため、研究が進んだのはこの 10 年ほどである。本研究は、日本語・英語による戦争記録画についての先行研究を踏まえ、さらに、アメリカ側の文書を含めた同時代資料を丹念に読み解くことにより、戦争記録画研究にあたらしい知見と視座を提供したものであり、この分野における今後の研究の礎石となり得る論文として評価できる。

論文審査の結果の要旨

本論文は、日中戦争開戦時（1937 年）から太平洋戦争終結（1945 年）にいたる時期に、日本の陸軍と海軍の依頼により制作された戦争記録画（war record painting）と呼ばれる一連の絵画について、あらたな資料を提示して新知見を示した論文である。

当該時期に画家により戦意高揚の目的で描かれた戦争記録画は、1946 年の春以降にアメリカにより没収され、東京府美術館に置かれたのち、51 年夏にアメリカに移送された。

本論文の第一の成果は、マッカーサー記念館、アメリカ陸軍軍史センター所蔵資料など、これまで知られていなかった資料を見出し、それを利用することにより、没収され移送された絵画の数を明らかにしたことである。これらの戦争記録画は 1970 年に無期限貸与のかたちで日本に返還され東京国立近代美術館が保管しているが、その収蔵品カタログに記載された数量とこれまで知られていた資料類からわかる作品および作品数が異なっていることは知られていた。しかし、没収、移送時の正確な数量については確定できていなかった。この論文はその数を明らかに、その後の作品の移動についても可能性の高い推測を示したという点で、戦争記録画研究にあらたな知見を提供した。

本論文の後半部分の主題は、没収された戦争記録画についてアメリカ軍がどのような価値づけをしていたという点であり、公式・非公式の言説を丁寧に追いかけながら、プロパガンダ性の指摘と芸術的評価、歴史的意義とのあいだで、結局、判断を回避してゆきながら没収から移送までの 5 年間が経過したことを明らかにしている。戦争記録画に関して明快な評価、判断を先送りにした状況については従来の研究でも明らかにされておらず、あらたな視点を提示したものといえる。

戦争記録画については、美術の戦争協力という側面が強調される傾向があり、また、作品そのものも公開される機会がなかったため、研究が進んだのはこの 10 年ほどである。本研究は、日本語・英語による戦争記録画についての先行研究を踏まえ、さらに、アメリカ側の文書を含めた同時代資料を丹念に読み解くことにより、戦争記録画研究にあたらしい知見と視座を提供したものとして評価できる。

なお、本論文の一部は、いずれも査読を経た、申請者の単著である 2 論文としてすでに公表済みおよび公表予定である。

①”Allied Art Advisors and the Confiscation of Japanese War Record Art”, Journal of The

Asian Conference on Art and Humanities,2010

② "Listing Discrepancies: The Confiscation and Shipment of Japanese War Record Paintings", 18th Biennial Conference Asian Studies Association of Australia, Accepted for publication and published online (December 2010)

※Best Post-Graduate Abstract Prize at 18th Biennial Conference Asian Studies Association of Australia